

収 入
印 紙

訴 状

2007年(平成19年)7月27日

東京地方裁判所 御中

原 告 疋 田 哲 也 印

上記訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 印

同 福 島 晃 印

〒

原 告 疋 田 哲 也

〒112-0012 東京都文京区大塚5丁目6番15号

ワイビル2階 大塚市民法律事務所

電 話 03-5940-6830

F A X 03-5940-6831

上記訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児

〒180-0006 東京都武蔵野市中町1丁目18番28号

(送達場所) ローラン武蔵野2階 武蔵野法律事務所

電話 0422-55-2211

FAX 0422-55-7750

上記訴訟代理人弁護士 福島 晃

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

上記代表者処分庁 東京都教育委員会

分限免職処分取消請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対して、平成16年2月23日付けでなした分限免職処分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第 2 請求の原因

1 はじめに

- (1) 本件は、教育公務員である原告の地方公務員法 28 条 1 項により行われた分限免職処分の違法性を問う訴訟である。

言うまでも無く、公務員は強度の身分保障を受けており、公務員が自らの意に反してその身分を失うのは、懲戒処分の場合と、分限処分の場合に限られる。そして、地方公務員に対する分限処分は、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したもの」（後記昭和 48 年 9 月 14 日最高裁第二小法廷判決）で、地方公務員法 28 条 1 項に該当する事由がある場合についてのみ許される処分である。

本件の分限免職処分は、原告が、地方公務員法 28 条 1 項 3 号の「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するとしてなされているが、以下に述べるとおり、原告は、教育公務員としての適格性を欠いておらず、処分は法の定める事由がないのになされたもので、違法な処分である。

- (2) 教育公務員に対する分限処分について、現在でも基本的な先例とされている昭和 48 年 9 月 14 日最高裁第二小法廷判決は、分限処分として認められる基準につき、以下のように判示している。

まず判決は、分限制度の趣旨・目的について、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から同条に定めるような処分権限を任命権者に認めるとともに、他方、公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したものである。」とし、「任命権者にある程度の裁量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではない」とし、「分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限

度を越えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。そして、任命権者の分限処分が、このような違法性を有するかどうかは、同法 8 条 8 項にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものであるとともに、裁判所の審査権はその範囲に限られ、このような違法の程度に至らない判断の当不当には及ばないといわなければならない。」と最高裁の解釈を述べている。

そして判決は、同法 28 条 1 項 3 号所定の処分事由について、「同号にいう『その職に必要な適格性を欠く場合』とは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解される」、「この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある。」「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」と、その解釈基順を示している。

さらに判決は、降任と免職の違いにふれ、「ひとしく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断に

については、特に厳密、慎重であることが要求されるのに対し、降任の場合における適格性の有無については、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加える余地を比較的広く認めても差支えないものと解される。」として、免職については、適格性の判断は、特に厳密、慎重であることが要求されるとしている。

(3) この最高裁判決の示した判断は、これ以後「その職に必要な適格性を欠く場合」について判断をした判決において、例外なく判断基準とされており、本件においても当然その基順は踏襲されるべきものである。本件では、原告は、東京都教育委員会の原告に対する分限免職処分が、この基順に照らして「その職に必要な適格性を欠く場合」には当たらないのに、なされたことを問題にするものである。

(4) 以下の項で上記最高裁判決の基準からして、原告は、「その職に必要な適格性を欠く場合」にあらず、本件処分は違法であることを指摘するが、その前に主要な論点を指摘しておきたい。まず必要な適格性について判例のいう、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合」にあたるか否かについては、本件処分にあたって、本件で問題にされている原告の行為・態度が、「その職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合」に該当し、現時点でも継続していることは明らかにされていない。自動車通勤は、原告が、医師からいつ倒れてもおかしくない旨宣告されていた父親を学校から遠方にある家庭にかかえながら、深夜に亘らざるを得ない部活指導・教育事務などの職務を支障なく果たすために必要・不可欠なもので、たとえ校長の意向に従わずに行ったとしても、生徒の教育をつかさどる教諭としての職務の円滑な遂行に必要・有益なもので、職務の円滑な遂行に何らの支障を生じあるいは生じる蓋然性があるものではない。いわゆる「私物」の大量保管は、本来学校にお

いて整備すべき資材が、整備されない状況で、授業・特別活動・課外活動を支障なく果すために、必要で現実に使用する資材を保管していたもので、たとえ校長の撤去の意向に従わなかったとしても、生徒の教育をつかさどる教諭としての職務の円滑な遂行に必要・有益で、それがなければ教育活動が成り立たないもので、職務の円滑な遂行に何らの支障を生じあるいは生じる蓋然性があるものではない。 体罰と確認書の問題は、「やや強度のスキンシップ」という誤った指導が訂正されなかった状況と、特異な校長から標的として執拗な攻撃を受け続けていたことから生まれたもので、その後の小平市の研修でその誤りが自覚修正され、その職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる状況は解消し、残存していない。このように、職務の円滑な遂行に何らの支障も生じない状況が明らかであるのに、これを無視して処分が行われている。本件処分は要件に該当しない処分がなされた違法がある。 次に、それが の基準にあたるか否かについては、判例は、原告の外部にあらわれた行為、態度に徴して、「個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけて評価し、さらに原告の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討しなければならない」としているが、本件処分にあたっては、まず個々の行為、態度につきなされた評価が恣意的であり、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情を踏まえたものとなっていない。例えば理科準備室などへの資料などの持ち込みの動機とそれが必要であり役立ってきた事情、自動車通勤を必要とする状況や一方的に許可を与えない校長の執拗な対応、原告が「荒れる学校」の時代に教職につき、校内暴力への対応のため「やや強度のスキンシップ」は体罰に当たらないという誤った指導を受け、それを修正する機会に恵まれないまま本件体罰にいたったことが無視されているなどである。また一連の行動、態度を有機的に関連づけた評価もなされていない。例え

ば、体罰に関連して受けた小平市教育委員会での講習において従前指導を受け許されると考えていた「やや強度のスキンシップ」でも体罰にあたり許されないことを理解した後に示された真摯な反省の状況、理科準備室などへ持ち込まれた資料などの撤収にあたり、学校が教育活動に必要とする資料は残そうとした姿勢、父親の病気への対応が、部活指導・教育事務など職務執行へもたらず支障を避けるため、自動車通勤を行っている事情などについては、一切無視され、それを評価しないまま処分が行われた経過を肯定している。明らかに評価を誤っているのである。さらに原告の経歴や性格、社会環境等の一般的要素については、少なくとも原告が教職についてから処分されるまでの24年間の間に、教育公務員として優れた業績を示し、上司・同僚・生徒との関係も良好に保たれ、周辺から高く評価されてきている事実があるが、全く無視され考慮されていない。本件で問題とされているのは澤川校長の下での最後の2年間のみであるのに、そのみがしかも処分を理由づけるもののみが評価の対象とされている。判例の求める総合的な評価はなされていない。本件処分は、このような誤った評価方法と誤った評価に基いてなされたもので、要件を満たさぬ違法な処分といわざるを得ない。さらに判例は「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならない」としている。本件においては原告は教育公務員であるので、平成14年3月27日最高裁第1小法廷判決（大曲郵便局事件）におけるような、現業公務員の場合と同様な、緩やかな要件で、分限免職処分を認めてはならないのである。例えば本件で問題となった原告の行為・態度は、教育公務員の職務活動としてどう評価されるかについて、正当な評価が与えられていない。さらに校長として不適格とも言える澤川校長からの、父親の病気への対応が、部活指導・教育事務など職務執行へもたらず支障を避けるため、自動車通勤を行っている事情に対し、具体的な理由も示さずただ小平市教育委員会からの指導だから従えという一方的な圧力を受け、さらに研修で登校も禁

止されている状況で、それなくして教育活動が不可能な資料の撤去を命令するなど、生徒の教育をつかさどる教師としての職務遂行に支障が生じ、教育公務員として必要な職務遂行を妨げる状況が全く無視されている。当該職に要求される一般的な適格性に照らした判断はなされておらず、その点でも本件処分は、要件を満たさぬ違法な処分といわざるを得ない。最後に判例は、さらに分限処分は、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法なものであるとし、免職の場合における適格性の有無の判断については、その判断は特に厳密、慎重であることが要求されるとしている。本件処分は、上記の問題点の指摘から明らかなおり、この判例の基順に対応した特に厳密、慎重な判断はなされていない。かえって恣意的な判断に終始し、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断している。その判断は、明らかに合理性をもつ判断として許容される限度を超えている。この点からも本件処分は判例の基順を満たしておらず、違法な処分というべきである。

- (4). 以下これらの論点にわたり、原告が長年にわたり行ってきた教育活動の実態、最後に置かれた小平5中における澤川校長赴任以後に生じた軋轢の状況、本件処分で問題にされている原告の行為の性質、態様、背景、状況等に即して、具体的に検討する。

2 原告の経歴・教育活動歴

被告東京都教委が原告を分限免職の理由とした事項については、本訴状末尾に添付した分限免職命令のとおりであるところ、まず、原告が分限免職処分を受けなければならないほど教職員としての適格性を欠く者であったのか、適格

性の判断、分限処分発令にあたって考慮すべき重要な要素・前提として、原告の経歴・教育活動歴について述べておく。

(1) 経歴

原告は、昭和55年(1980年)に、東京都に理科の中学校教職員として採用され、同年、練馬区立中村中学校に訪問学級(病気などの理由で通学できない生徒のためのクラス。担任が生徒のところへ出向いて授業などを行う。)担任として赴任した。

昭和57年(1982年)には、同校の普通学級担任となり、同校には、昭和62年度(1987年)まで在任した。

昭和63年(1988年)には、東久留米市立西中学校に転任し、同校には、平成9年度(1997年)まで、10年間在任した。

平成10年(1998年)に、小平市立第五中学校に転任し、本件分限免職処分を受けた平成16年2月まで、約6年間在任した。

(2) 具体的な教育活動実績について

原告は、理科の教師として、生徒に分かりやすい実践的な授業を行ってきた。

また、原告は、「思春期の自立に伴走する」ことをモットーに、授業のみでは収まりきれない様々な教育実践をしてきた。この背景としては、原告が、中村中時代に、教え子であった卒業生の女の子から「ヤクザから離れられず、覚せい剤から抜けられない」との悲痛な相談を受け、いろいろと相談に乗ったりしたが結局その子を救えなかったという苦い経験がある。

このような経験もあって、原告は、生徒の様々な問題に直面するたびに、それら新たな問題に真剣に取り組み、活動領域を広げてきた。NHKや海外メディアが取り上げた、性教育や、エイズ教育もそのような原告の教育活動の一環である。

これら原告の広範な教育活動につき、全てをここで紹介することは不可能で

あるので、以下、主なものにつきピックアップして例を挙げる。

(ア) 校内分掌等

(a) 80年代前半（中村中時代）（対教師暴力の時代）

原告は、中村中在職時の昭和53年（1983年）より、ずっと生活指導担当を務めていた。

1980年代前半は、いわゆる「荒れる学校」の時代で、校内暴力、特に生徒による対教師暴力が吹き荒れていた時代であった。また、学校外での生徒の非行も多発していた時期であった。

原告は、生活指導担当として、時には警察と連携して、生徒の非行に対応した。また、シンナー中毒の生徒に対して更生のための教育指導をおこなうこともしていた。更には、学校内にとどまらず、地域を積極的に回って、生徒指導を行なうなど、「夜回り先生」の先駆け的行動も行なっていた。中村中時代の最後の年には、家出したまま拉致されて行方不明になった生徒を毎晩約半年間にわたり探し続けたこともあった。

(b) 80年代後半（行き過ぎた管理教育の見直しの時代・いじめ社会問題化）

1980年代も後半になると、対教師暴力も終息し、行き過ぎた管理教育の見直しと、顕在化してきたいじめ問題に対する対処が、教育界の課題となってきた。

原告も、このような教育界の動きを先取りするかのようになり、1988年から在職した東久留米市立西中学校においては、赴任当初の年から、生活指導・生徒会担当として、校則改正運動に関与した。東久留米西中の校則改正運動は、独特のもので、生徒が中心となって、生徒会において問題点を洗い出し、新たな条項を作るというものであった。原告は、生活指導の生徒会担当として、時には生徒の議論を見守り、時にはアドバイスを行なうなどして、生徒自身による校則改正に関与した。

また、生活指導の校内生徒会中央委員会（学級委員の代表と、生徒会長、

生徒会各委員長から構成される)の担当として、クラスのいじめ問題を吸い上げ、生徒と討議してゆく中で問題解決に取り組んだ。なお、いじめ問題についての討議内容については、職員会議にも報告し、学級担任にも伝わるようにしていた。(甲86・ さんの陳述書)

原告は、学校の校内分掌としては、ずっと生活指導を担当しており、生活指導担当の役割としては、文字通り、生徒の生活の指導を行なうのみならず、上記のとおり、生徒会および中央委員会の顧問的役割として、補佐する役目も担っていたものである。

被告、特に澤川氏は、「原告は学校内の仕事はほとんどしなかった」旨述べているが、事実はそれと正反対で、生活指導担当を長く務め、また学年主任を務めるなど、校内分掌も積極的に行なっていたものである。

(イ) 学校外教育活動実践

原告は、学校外においても様々な教育実践活動を行ってきた。

1980年代には、練馬区や東久留米市などの科学教室の講師を務めた。また、東京都児童館で行なわれていた「ヤングサウンドフェスティバル」(東京都主催)の運営に関与してきた。

1988年に東久留米西中に赴任してからは、東久留米西部地域センターで行なわれていた「ヤングサウンドフェスティバル」(東久留米市主催・青少年対象)を立ち上げ運営し、また同じく「東久留米フレンズ・フェスティバル」(東久留米市民対象)の運営に関与してきた。これは、同行事が1998年を最後に廃止されるまで続けた。

1993年に昭和記念講演で開催された東京都文化行事「多摩らいふ21・くらしの祭典」における『東久留米の日(1993年10月30日)・水と緑のシンフォニー』に、東久留米西中学校軽音楽部をメインに運営し、東久留米市の文化アピールと東京都の文化交流に貢献した。

同じく、1988年に東久留米西中に赴任してからは、東久留米青空学校

(地域の社会教育団体と協力して、東久留米市内の学校に子供たちと一緒に宿泊し、テーマ学習「平成19年度は温暖化防止」を行なう異年齢集団の学校キャンプ。)の運営に参加し続けている。これは、原告が小平五中転任後も続いた。(甲86・ さんの陳述書)

(ウ) 体育系活動

(a) 部活動

原告は、教職員として採用以来、一貫して、ソフトテニス部の顧問として、同部活動の顧問を務めてきた。

しかも、単に顧問を務めただけでなく、在任校のソフトテニス部の実績をことごとく上げ、強豪の地位にのし上げている。89年には、赴任早々の東久留米西中を東京都3位の成績にまでさせており、その後も、ほぼ毎年在任校を東京都ベスト16位以上にまで入れ、関東大会(水戸)や全日本ジュニア大会(文部大臣杯・文部大臣賞争奪選手権大会)に出場させるなどしている。96年には、その実績・手腕が買われて、都道府県対抗戦大会の東京都選抜チームのコーチにも抜擢されている。

98年に小平五中に赴任した際には、同校のソフトテニス部は廃部になっていたが、原告はこれを復活させ、早くも翌年の99年には、東京都ベスト16位にまで入らせ、関東大会(前橋)や全日本ジュニア大会(文部大臣杯・文部大臣賞争奪選手権大会)にも出場させている。

(b) 学校外活動

原告が小平五中に赴任してきた98年から、原告は、小平市の市民大会(上水公園コート)の運営に携わっている。

また、2000年からは、多摩国体推進大会運営にも関わっている。

また、1980年から2004年まで、スキー教室の指導員も続けていた。

(ウ) 性教育活動実践

原告に特徴的な教育活動実践としては、性教育が挙げられる。特に、学校

内での教育にとどまらず、性教育研究会に所属し、外部でも教育実践の発表を積極的に行ない、更には、それが先進的なものとして、国内・海外のマスメディアにも取り上げられている。たとえば、以下のとおりである。

(a) 1989年、第2回エイズ教育学会「発達段階に応じたエイズ教育」実践発表、東京都立教育研究所で性教育実践発表

(b) 1989年から、免職まで、東京都幼小中高障害・性教育研究会常任理事

(c) 1991年、日本エイズ教育学会実践発表・性教育関東大会実践発表・全国から資料送付依頼

(d) 1992年、関東甲信越静性教育研究大会実践発表・浜松市教育委員会など全国から資料送付依頼(礼状)。

(e) 1992年、NHK総合『首都圏'92』「エイズ教育が始まった」出演(甲58)

(f) 1993年、全国学校放送教育特別研究協議実践発表。関東甲信越地方放送・視聴覚教育研究合同大会 実践発表(教材活用)。川崎市教育委員会研修講座「性教育」特別講師

(g) 1993年、テレビ東京月曜特集「エイズと人権」清水勉弁護士と共演、NHK教育「中学生日記(エイズ授業)」モデル その年のNHKグランプリ賞を獲得

(h) 1994年、東京都教育委員会後援「性教育宿泊研修会」実践発表(「エイズ教育をどう扱うか」)、

ビデオ「中学生の性教育シリーズ」(1)男?女?自分の性を考えてみよう(2)異性とつきあうってむずかしい?(東映)(甲107、108)

(i) 1995年、東京都教育委員会後援「性教育宿泊研修会」実践発表(「学校として性教育にどう取り組むか」)

(j) 1995年、NHKラジオ第一「ふれあいラジオパーティー」出演(甲57)

(k) 1995年、東京都教育委員会後援「性教育宿泊研修会」実践発表(「学校として性教育にどう取り組むか」)(甲101)

(l) 1995年、世界性科学学会実践発表「日本における性教育」(横浜)

(甲100)

(m) 1996年、千葉県教育研究発表大会「特別発表者・講演」(千葉県教育委員会)(甲98)、東京都教育委員会後援「性教育宿泊研修会」実践発表(「男女の人間関係」)(甲102)

(n) 1997年、英国TVチャンネル4「世界の性文化(性教育)」出演

(o) 1997年、NHK総合「週刊こどもニュース」助言

(p) 1998年、東京都生活文化局「性教育パンフレット」作成委員

(q) 1994～98年、東京学芸大学特別講座「性教育授業」特別講師

(r) 1996年、千葉県教育委員会教育研究発表大会 特別講師

(s) 2001年、ぐんま思春期学会 特別講師、宮城思春期学会 特別講師

(t) その他、全国での講師活動多数。

(u) 1993年、「日本家族計画協会月報『家族と健康』」3回連載(性教育の現場から)(日本家族計画協会)、「PTA研究 第230号(エイズ教育の実践 人間関係を学ぶ)」(全国PTA問題研究会)(甲97)、「教育技術・中学教育臨時増刊号 エイズ・性教育ガイド」(小学館)、「教育技術・中学教育 学級経営ファックス資料集」(小学館)(甲106)、「放送教育」8月号(中学生日記『エイズ授業』について)(日本放送教育協会)各執筆。

(v) 1994年、「母と子4月号(節目の企画と演出)」(母と子社)(甲104)、「学校メンタルヘルス事典」(日本図書センター)(甲94)各執筆。

(w) 1995年、「教職研修・ポータル化する教育課題に応える7月増刊号・性の問題行動と指導(性に関する問題行動と子ども理解)」(教育開発研究所)執筆(甲93)。

(x) 1996年、「教育技術・中学教育 改訂・学級経営ファックス資料集」(小学館)執筆。

(y) 1997年、ビデオ「援助交際について考える」(東映)監修

(z) 1998年、「東京都中学校性教育研究会」25周年記念誌(ロールプレイに

よる性教育の工夫)(東京都性教育研究会)(甲99)

(AA) 1998年、「ティーンズ・ノート・・・性と生について考えよう」(東京都生活文化局)作成(甲34) 東京都内私・公立高校2年生全員に配布

(AB) 1999年、「見つめよう思春期の心とからだ」(東京都生活文化局)作成(甲35) 東京都内私・公立小学5年生の保護者全家庭に配布

(AC) 「現代性教育月報1998年9月号～1999年8月号12回連載(性教育の授業法)」(日本性教育協会JASE)(甲70)

(AD) 「子どもをとりまく問題と行動 『性の問題行動』」(開隆堂出版)執筆。

なお、上記のとおり、性教育関連だけでも、原告の教育活動は多彩で広範にわたり、関連資料だけでも相当料存在する。被告が主張した、「大量の私物」のうちの相当部分は、これら性教育関連資料である。

また、被告が「いやらしい雑誌を持ち込んでいる」というのは、詳しくは追って主張するが、教育界においては、児童生徒が簡単に見ることが出来るコンビニなどで販売されている性描写のある雑誌類につきどう向き合うかがトピカルな議論・テーマとなっており(甲69)、そのための資料である。

(甲88・ 先生の陳述書)

(I) 理科授業実践

原告は、理科の授業においては、座学よりも実験などの実践を重視し、そのため、授業は、多くは教室ではなく、理科室で行なっていた。

授業内容も、実験、それもマニュアルに沿った実験にとどまらず、生徒に分かりやすい内容の工夫を自ら凝らした実験を行なうなど、また、視聴覚ビデオを多用したり、実験ではない通常の授業のときも、その都度プリントを配り、更には授業のテーマに沿った歌を自ら作詞作曲してギターで歌うなど(甲2)、生徒の理解第一に考えた授業内容を行なっていた。

なお、本件分限免職処分において、分限事由として「大量の私物の持込」が指摘されているが、「私物」なるものの多くは、プリント、ビデオ、実験機器

などの理科教材である。

(オ) 以下、上記では十分に触れられなかった、原告の教育実績につき、表を添付して示す。なお、下記表の記載事項が、原告の教育実績の全てではないことはもちろんである。念のため。

(以下、一覧表貼り付け 1 1 枚)

3 原告と、生徒・保護者・学校関係者（校長・同僚等）との関係

(1) 生徒・保護者との関係

上記のような、原告のユニークかつ、生徒にとって分かりやすい理科授業の実践、更には、授業にとどまらない幅広い教育実践活動もあって、また、原告の気さくな性格も寄与していると思われるが、原告と、生徒の関係、保護者との関係は一貫して良好であった（甲19の1, 2、甲20～22、甲26、甲48。元生徒、保護者、地域関係者陳述書等々）。

なお、被告は、原告が生徒との関係が良好だったことは基本的には認めているものの、「校長の悪口など、生徒にとって面白い、授業とは関係のない話をして生徒の受け狙いをする」などと原告を批判している（澤川証言）。しかしながら、澤川校長は原告の授業を一瞥程度しか見ておらず、原告の授業実践をろくに見てさえいない澤川校長に原告がそのような侮辱をされるいわれは無いし、被告からかような主張をされるいわれは全くない。被告には、きちんと、原告の授業実践を確認してから主張をしていただきたい。

(2) 校長・教頭、同僚教職員との関係

被告は、原告の分限免職事由の重要な要素として、度重なる職務命令違反、要するに上司である校長に逆らい続けたことを「原告の矯正し難い根本的な性格の欠点」として主張している。

しかし、原告と、在任校の校長・教頭との関係は、平成14年に澤川校長が小平五中に赴任するまでは、一貫して良好であった（甲83・中村中在任時の校長の 氏陳述書、甲92・中村中在任字の 教頭陳述書）。

また、同僚教職員との関係も良好であり（甲47）、元同僚の中には、原告の本件訴訟を支援してくださっている方も大勢いる。

このような、原告と、校長・教頭・同僚教職員との関係は、原告が小平五中に赴任してきてからも同様であった。

原告と、校長との関係が一変したのは、平成14年（2002年）小平五中

に澤川校長が赴任してきてからである。校長との軋轢が生じたのは、原告の24年にもわたる長い教師生活の中で、最後の2年弱、不適格校長澤川氏との間だけである。

澤川氏は、後述するように、小平市の学校から自動車通勤を一掃することを目的として送り込まれてきたことが伺われ、そのために、小平五中赴任当初から、自動車通勤をしていた原告に対し「職務命令」を頻発するなど、狙い撃ち的に攻撃してきた。その反面、澤川氏は、原告に圧力をかけるばかりで、学級担任からも外し、授業実践もろくに見ないまま評価も5段階最低ランクのD評価をつけるなど、原告の追い落としに血道を上げ、原告が有する高い教育能力を活かすこともできなかった。

不適格校長澤川氏との間のほんの2年弱の軋轢、しかも、澤川氏からの不当な圧力に対する教育公務員としての正当な対抗とも言える行為を持って、「原告の矯正し難い根本的な性格の欠点」として主張していることこそが、被告東京都教育委員会が全く事実関係を正確に捉えていないことを自ら明らかにしているものである。

被告も、東京都人事委員会も、原告の約24年にもわたる長い教職員としての職歴の中で、長きにわたり、校長・教頭とのトラブルも無かったことを故意か過失か全く見逃し、その一方で、澤川校長との間のわずか2年弱のトラブル、しかも教職員としての職務の遂行を守るため、校長からのパワーハラスメントとも言える圧力を撥ね退けるための正当な行為とも言える原告の行為をもって、不適格性の顕われ、分限免職事由としていることは、分限処分にあたり、考慮すべきでないことを考慮し、考慮すべきことを考慮していないという、著しい裁量の逸脱の違法がある。

4 澤川校長の五中への赴任と五中の教育現場の困難

(1) 上記述べたとおり、原告の校長との軋轢は、平成14年に澤川氏が小平五中

に赴任してきてから始まったことである。

以下、原告と澤川氏との軋轢の前提として、澤川氏が、いかに校長として、教職員として不適格であったか、小平五中において、如何に教職員（原告に限らない）に対して不当な圧力をかけ、教育現場に無用な混乱をもたらしたか、事実関係を示す。

(2) 赴任以後のごたごた(原告以外の教職員とのトラブルも含む)

(ア) 澤川氏赴任直後の学校経営案をめぐる紛糾

原告が在職していた、小平市立第五中学校は、原告の赴任以前から、音楽活動、とくに合唱が盛んな学校であった。原告は、小平五中に赴任してきた平成10年の入学式において、生徒による「タンホイザー」の全員合唱と吹奏楽部の伴奏に度肝を抜かれたくらいである。部活動としての合唱以外にも、クラス対抗の合唱祭も盛んで、合唱祭前には、クラス担任が楽器を持参して、生徒と練習を重ねるという状況であった（ちなみに、本件で、「私物の持込」とされる、ギター・キーボードも合唱祭のための使用目的もあった。）。また、文化祭などの文化活動も盛んで、文化祭においては毎年、生徒による演劇が上演され、好評を博していた。美術関係でも、毎年、卒業生が大きな卒業記念パネルを制作し、それを翌年度の入学式で壇上に飾る、ということも行っていた。

しかしながら、澤川氏は、小平五中赴任早々の学校経営案（甲63）において、抽象的な「学校創生」というスローガンを掲げ、内実としては、従来のような文化活動は縮小・廃止してゆくという方針を教職員に対して示した。当然のことながら、このような方針は、従来から文化活動に力を入れ教育的成果も上げてきた多くの教職員達から猛反発、総スカンをくらい、結局澤川氏も学校経営案を変更せざるを得ず、直後には「うたごえの響く学校」という経営案を出してきた（甲64）。このような、澤川氏の、従来からの学校の文化活動に理解・関心を示さず、ひとたび教職員の多くから反発されるや

これを撤回するという朝令暮改の対応は、小平五中の教育現場に混乱をもたらしたことは言うまでもない。

(イ) 卒業制作パネルの入学式での展示

また、上述した卒業記念制作パネルの入学式での壇上掲示について、澤川氏は、壇上での日の丸掲示にこだわり、入学式での撤去を命じてきた。しかしながら、卒業制作記念パネルの入学式での掲示は、小平五中の伝統ともなっており、卒業してゆく生徒、それを見送る生徒に対する教育的効果も挙げているものであったので、当然のことながら、多くの教職員が反対し、特に美術担当・卒業パネル制作担当の 先生は、生徒たちの心情を守るべく校長に猛反発した。なお、付言すれば、原告も含む小平五中の教職員は、日の丸の掲揚自体に反対したわけではなく、卒業パネルの撤去に反対したものである。教職員らは「卒業パネルの上側に日の丸を掲げればいいのか」「卒業パネルと並べて日の丸を掲げればいいのか」などと主張したが、澤川氏が頑として聞き入れなかったものである。かくして、小平五中の伝統行事でもあった、卒業パネルの制作掲示は、澤川氏の手により、廃絶されることとなった。

(ウ) 君が代の「ピアノ」伴奏の強制

また、合唱部顧問の先生は、卒業式の君が代の伴奏につき澤川氏から「ピアノで伴奏するように」との命令を受けたが、「君が代は音楽的にピアノ伴奏より吹奏楽の方が合う曲だから（おそらくその方が荘厳さが出せるという理由だと思われる）、ピアノではなく、ブラスバンドでやらせて欲しい」と申出たところ、澤川氏は「ピアノ伴奏は教育委員会の指示だから」という理由でこれを一蹴し（確認しておくが、合唱部の先生は、君が代の演奏自体を拒否したわけではない。）、結局、澤川氏と衝突して、翌年度には他校に異動をさせられている。

(I) 教職員間の密告の奨励

澤川校長は、教職員に対し、「校長に反対するものがいたら知らせるように」と密告を奨励していたようで、このような澤川校長のやり方に対しては、普段温厚な 先生が、職員会議のときに「密告を奨励するようなことはやめてくれ」と校長に対して食ってかかった、ということもあった（甲71、請求人陳述書。請求人本人尋問）。

また、保護者に対しても、密告を奨励し、澤川校長が原告の悪口を集めていたことを、原告は複数回にわたり、保護者から聞いている。

(オ) 怪文書の配布

また、原告の体罰が問題となった以後の、平成15年10月3日、澤川氏は、教職員には見せずに「PTA役員の名で書かれた原告に対する中傷ビラ」を各家庭に配布しようとした。当然のことながら、かような澤川氏の陰湿なやり方に対しては、教職員は総反発し、中傷ビラの配布はやめさせた。この際、同日昼の職員会議において、美術の 先生が、「これはテロだ」と澤川氏のやり方を痛烈に批判する発言をしたことがある。なお、「これはテロだ」という発言は、被告の主張・人事委員会での澤川証言では、原告によるものとされているが、実際は原告ではなく、 先生による発言である。

5 澤川氏による、原告に対する圧力・パワーハラスメント（「職務命令」なるものの異常さ）特に、自動車通勤問題について

(1) 自動車通勤問題の背景事情：小平市教委における車通勤問題とその反発教員への圧力

澤川氏は、小平五中への赴任早々、積極的に、教職員の自動車通勤の撲滅に取り組み、当時、通勤届上は電車バス通勤であったが、変更届で、自動車通勤をしていた原告にもその標的が向けられた。

その背景事情を以下、説明する。

もともと、小平市に限らず、東京都において、「地方公務員（教職員に限

らない。当初はむしろ市役所などの職員が対象であった)の車通勤は、役所の駐車場が無料で使えて、民間の勤労者に比べて不公平だ」との声があり、公務員の自動車通勤(役所の駐車場の無償使用)を自粛させるような動きがあった。それが、教職員にまで広がり、更には、教職員に対しては、学校の駐車場を利用することはもとより、民間駐車場を利用する自動車通勤もまかりならんという動きとなった。

特に、小平市においては、平成13年に教育委員会に理事として就任した星野理事が、「小平市における教職員の自動車通勤の一掃」を掲げてこれを議会でも表明し、自動車通勤をしている教職員に対して、通勤方法の変更の強制、従わない教職員には異動の強制などのあからさまな圧力をかけるようになっていた(甲74。 陳述書)。ちなみに、原告代理人福島は、当時(平成13年=2001年ころ)、甲74の陳述書を書いた 先生に「自動車通勤で市教委・校長から嫌がらせを受けている」との相談を受けたことがあり、そのときに、「いじめ問題や、その他深刻な教育問題があるのに、教育委員会ともあろうものが何を下らないことに血道を上げているのだろうか?教育委員会によるいじめそのものではないか」との率直な疑念を抱いたことがあることを付言しておく。

(2) 上記のような、小平市における市教委による教職員の自動車通勤撲滅の動きが活発になったため、原告は、電車・バスという公共交通機関では、朝の出勤時には自宅から学校まで約2時間という長時間を要するにもかかわらず、当時の 校長のアドバイスもあり、必要なときは自動車通勤でよいとの前提で、通勤届は電車バス通勤に変更し、ただ、実際には、部活指導・教育事務などで帰宅が遅くあることも多く、また、父親が高齢でかつC型肝炎による肝硬変を患っていたため、原告は、学校横に民間駐車場を借り、 校長も了承の元、自動車通勤を多用していた。

(3) しかしながら、 校長が去り、澤川氏が五中にやってきたことで、原告

は、自動車通勤が必要な客観的な状況にあるにも関わらず、校長とは違って変わって、澤川氏から自動車通勤を止めるよう、執拗な攻撃を受け続けるようになったものである。なお、澤川氏の攻撃の異常さは、後述する。

(4) そもそも、小平市においては、自動車通勤は、許可制ではなく届出制である。

「教職員のサービスの厳正について」(甲18)によれば、職員の自動車による通勤は原則自粛となっているが、例外として、「ア サービスとの関連で、早朝または深夜に通勤する必要がある者で他の交通手段によることが困難な場合」「イ 遠かくの事業所等に通勤する者で、他の交通手段によることが困難な場合」「ウ 身体障害者で自動車により通勤する必要がある場合」「エ その他止むを得ない事情があると認められる場合」には、自動車通勤が認められると規定され、更に、「例外による自動車通勤については、その旨所属長に届け出を行うものとする」と明確に許可制ではなく、届け出制が規定されている。すなわち、自動車通勤については、客観的に例外要件を満たし、その旨の届け出を行えば、所属長の許可を得るまでもなく、認められるものである。反面、自動車通勤を許可制であるかのように規定している、校長等に対する通達を被告は自動車通勤届出制の根拠としているようであるが、この通達は、制定手続も明らかではなく、公示もされておらず、職員に周知もされておらず、単なる校長宛の通達に過ぎず、職員を拘束する法規範性は有しない。通達がまさに単なる通達に過ぎないことは、処分者自身も認めているところであり、通達が法規範性を有さず、許可制の根拠がないことは明らかである。

従って、原告に、自動車通勤の客観的必要性が認められるという状況下で、原告が「自動車通勤への変更届」を提出している以上、「自動車通勤の許可を得ること」なしに「自動車通勤をしてはいけない」ことを強制することは法的にもできないものであって、「自動車通勤をするな」という旨の「職務命令」は、そもそも有効な職務命令としての法的意味はないものである。

(5) 自動車通勤の必要性

原告については、遅くとも平成12年5月頃には、客観的状況（特に父親の容態）からすれば、自動車通勤が必要な状態にあった。

すなわち、すでに、原告の父親である、故疋田正氏（本件分限免職処分の後、平成16年3月1日死去。代理人福島は、何度も同人と接しているが、温厚な人柄の中にも強い意志を持つことが感じられる、非常に好人物であった。澤川氏によるいじめという苦勞がなければ、もっと長生きできたであろうことを考えると残念でならない。）は、C型肝炎による肝硬変を発症し、汎血球減少及びせん妄の治療を開始しており、いつ倒れてもおかしくない状態にあった（甲6、7、71）。

したがって、原告としては、父親の看病・病院への送迎と言う点のみならず、いざという緊急時に（実際に、医師からは、いつ倒れてもおかしくない旨、宣告されていた。甲6、7）、直ちに父親の元に向かう必要があったのであり、原告が勤務先である小平五中の近傍に居住しているのであればともかく、そうでなかった以上は、そうした状況で部活指導・教育事務などを支障なく行うためには、客観的に自動車通勤が必要な状況にあったことは明白である。

また、電車・バスという公共交通機関利用（自宅（徒歩）バス停（貝沼または道場）（バス）ひばりが丘駅北口バス停（徒歩）西武池袋線ひばりが丘駅（西武池袋線電車）所沢駅（乗り換え）（西武新宿線）東村山駅（乗り換え）（西武国分寺線）鷹の台駅（徒歩）小平五中）では、通勤に2時間程度かかることは既に述べたとおりである。

(6) 自動車通勤の有益性

また、上記のとおり、原告には、客観的に自動車通勤が必要であったことはもちろんであるが、更に言えば、部活指導・その後の学校事務を行なう面でも、自動車利用による短時間での通勤は必要であるのみならず、原告の教

育活動実践・学校経営のためにも、有益なものである。

澤川氏が、上記のような、自動車通勤の必要性のみならず、有益性にも思いをめぐらすことなく、単に市教委の意を受けて、ひたすらに原告に対して自動車通勤をやめさせるよう圧力をかけ続けたこと、それにより、原告という教職員として優秀な人材が失われてしまったことについては、澤川氏の人格の問題をさておくとしても、残念でならない。

(7) 自動車通勤に対する澤川氏の異常さ

そもそも、法的根拠を持たない自動車通勤についての「職務命令」を頻発し続けること自体が、異常行動であることは言うまでもない。

さらに、澤川氏の異常さとしては、下記のような事情が挙げられる。

(a) 自ら朝早く出勤して、原告が借り受けている民間駐車場の前で、原告を待ち伏せ。

(b) 待ち伏せた上で、自動車通勤してきた原告に対し、「あなた自動車で来ましたね」とわざわざ確認の上、登校中の生徒に向かって、「皆さん、疋田先生は悪い先生です。このことをお家の人にも言ってください」などと、生徒に対する教育的配慮も何も無く大声でわめき散らす。

(c) 自ら、原告の自動車を「証拠写真」として盗撮する。

(d) 既に過ぎた時間を指定して「校長室に来るように」との履行不可能な職務命令を出す。また、「職務命令を出すから校長室に来るように。これは職務命令です」との意味不明な二重の職務命令を出す。事情を知る同僚の教職員からは、澤川氏は「ミスター職務命令」と揶揄されていた。

(e) 原告の父親が、平成14年7月と10月に校長の元を訪れ、息子である原告の自動車通勤を認めてくれるよう、教育委員会への要請を依頼し、必要であれば、自分が原告に車通勤が必要な事情の生き証人として(肝硬変を患っている)市教委と一緒に出向く、とまで申し入れているのに、これを受け流し、市教委に対して何も行なわない。

(f) 上記2度の訪問を、あくまでも「表敬訪問」と言い張る。

(g) 平成15年1月8日に出されていた、「原告の自動車通勤を許可しない」旨の通知書を、同年3月まで原告に手渡さず、放置する。

(h) 人事委員会の公開審理において、原告の父親が物故しており、裏付けがとれないことを良いことに、「原告の父親が政治家の名前を使って圧力をかけてきた」旨の、死者を侮辱する発言をする。

(8) 小括

上記のとおり、澤川氏の原告に対する自動車通勤についての「職務命令」自体、法的根拠を持たないものであり、かえって、原告の教職員としての教育活動の妨げとなる著しく不合理なものである。更に、原告の「職務命令違反」なるものは、教育公務員として、職務遂行にあたって考慮されるべき自由裁量が侵害された状況への抵抗としての側面があるので、このことも十分に考慮しなければならない。

したがって、上記「職務命令違反」をもって原告の不適合性の顕われとして、分限処分事由として考慮することは、処分にあたり、考慮してはならない事情を考慮したものであり、著しい裁量の逸脱があるものとして、本件分限免職処分が違法であることは明白である。

また、自動車通勤が、原告の教育公務員としての職務遂行に有益かつ必要であることは上述したとおりである。逆に、原告が、自動車通勤をしたところで、原告の教育公務員としての職務遂行にとって何らかの妨げとなることはない。

なお、昭和59年9月19日東京地裁決定(労働判例210号36頁)では、大学専任講師の分限免職を裁判所が否定しているが、その大きな理由の一つとしての学生退去の特別勤務要請拒否については、大学教員の職務に該当せず、処分理由にならない旨、判示している。

上記裁判例の法理にて照らせば、原告が、自動車通勤を行なうこと自体は、

そもそも原告の教育公務員としての職務遂行の妨げとはならないものであるから、この点からも、分限免職処分事由とはなしえないものである。

6 いわゆる「私物」の件

(1) 本件においては、原告が、理科室、理科準備室に大量の私物を保管していたこと、それらの撤去命令に従わなかったことが、分限免職事由とされている。

しかしながら、原告が、理科室、理科準備室等に保管していた「私物」とされる物品類については、確かに原告が認めるところによっても段ボール箱約150箱分に及ぶ大量のものではあったが、用途は全て私用ではない。

これら物品類は、いずれも、授業、特別活動（文化祭（けやき祭）・体育祭（運動会）・合唱祭・修学旅行・遠足・学級活動等）、課外活動（課外部活動・演劇大会）で使用するものであった（請求人本人尋問。甲49～51）。

具体的にその一部を挙げれば、以下のとおりである。

理科教材（指導書・自作指導資料・教材プリント・文献・新聞雑誌記事等・教材ビデオ）×理科12～13カテゴリー（ダンボール約50箱）。保管場所は、理科室または理科準備室。

性教育教材（教材書籍・文献・性教育研究会資料・リーフレット・研究月報等・市販の雑誌類）。保管場所は第2理科準備室。

一般書籍。学級文庫だったもの。澤川校長から、担任を外されたため、教室に置けないものを、原告が、理科室または理科準備室に保管していたもの。

スピーカー。用途は、多摩六都科学館から譲り受けてきたモニターが、音がでないので、ビデオ上映の際の音声出力用。保管場所は、第2理科準備室。

備室。

アンプ・ギター・キーボード。用途は、理科の音の授業教材。また、けやき祭（学校祭）、合唱祭の練習用。保管場所は、第2理科準備室。

暗幕。視聴覚室の窓のブラインドが遮光できない形状のため、授業でスライド上映をする際には、理科室を使うものとし、理科室で用いるために、原告が持ち込んだもの。また、けやき祭の演劇でも使用した。

けやき祭演劇用の物品類。衣装・ぬいぐるみ等。保管場所は、理科準備室。

スキー板・スキーブーツ。スキー教室用。保管場所は、体育倉庫。

古タイヤ。小平五中には、専用のテニスコートがないため、原告が顧問をしているソフトテニスの活動は通常のグラウンドの一角を使用していたが、ソフトテニスには地面の平面性が必要なため、地面均しに用いていたもの。

ソフトテニス用移動ポール・ネット。小平五中には、専用のテニスコートがなく、テニス用のポール・ネットすらなかったため、原告が、赴任してきた際に持ち込んだもの。

（以上は、ほんの一例である。）

原告の保有していた、授業用などの「私物」については、確かに大量ではあったが、授業・特別活動・課外活動に積極的な教職員であるならば、他の教職員も多かれ少なかれ「私物」を授業の用途に供している。これは、小中高大学を問わず、どの学校においても見られることである（甲48、成田陳述書）。

「大量」であるのは、分かりやすい授業、積極的な学校活動を行うために努力した、原告の努力の結果であって、むしろ、教職員の使用物品が大量となるのは、その教職員の授業、学校活動に対する積極さと比例する関係にあるものであり、決して、非難されるべき筋合いのものではない（甲

19、卒業生のメッセージ。甲20～22、卒業生の陳述書。甲47、元同僚の陳述書。甲48、元生徒氏の陳述書)。

むしろ、学校側が、公費で十分な備品を揃えず、教職員の「私物」に授業を頼っている状況こそが問題である。実際に、原告の小平五中赴任当時には、授業のスライド上映に必要な暗幕すらなく、原告が持っていた暗幕をもって、これに充てたという状況であった。また、テニス用の移動支柱及びネット、古タイヤ、スキー板、スピーカー、性教育資料についても、全く同様であり、その意味では、原告の「私物」なるものは、純粹に「私物」ではなく、もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、かつ、それなくしては教育活動が成り立たないものであって、その意味では、学校の備品としての「公物」とも言えるものである。

したがって、本件「私物」とされるものは、厳密な意味で原告の私物ではなく、そもそも原告に撤去義務があったのか、更には撤去権限があったのかも疑問である。

なお、原告は、これらの物品については、量こそ「大量」ではあるが、事故等の発生がないように十分に配慮していたのであり、その点からも問題とされるべきものではない。

(2) 澤川校長赴任以前には、「私物」の件は一切問題とされていなかった。

小平五中においても、前々任の小山校長時代(平成10年度)、前任の校長時代(平成11年～13年度)には、撤去については、澤川校長時代と量は大差ないにも関わらず、何ら整理・撤去についての命令・指示はなかった(請求人本人尋問)。

このことは、原告が理科室、理科準備室等に保管していた「私物」は、もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、かつ、それなくしては教育活動が成り立たないものとして、管理責任者から積極的に受け止められていたことを物語る。「私物」は、原告が5中に転任するに先立

ち、理科室・理科実験室を下見に趣いた際に、理科室・理科実験室には、実験機材・材料は存在したものの、授業に必要な教材の準備が皆無であることに驚愕し、当時の校長にこれらの教材が必要であることを訴え、その支持を得て教材として持ち込まれたのが、持ち込みの経緯である。従って、澤川校長以前の学校の管理責任者である校長は「私物」を問題視するどころか、むしろ、良い教育活動の基盤として積極的に評価し、学校で集めた教材である性教育資料の置き場にするなど積極的に活用し、原告もこれに応えて整備してきたのである。客観的に5中の教育活動に欠かせぬものとして、役立ってきており、問題は全くなかった。

(3) 「いやらしい本」「男性用雑誌」とされるものについて

「いやらしい本」「男性用雑誌」と被告から指摘されている雑誌の用途は、性教育用であることは明白である（請求人本人尋問。甲32、教諭の教材プリント。甲69）。実際、コンビニエンスストアなどで、中学生が手にとって見ることの出来る、性表現のある雑誌類について、どのように接するかと言う問題は、性教育学界でもトピカルな話題であったものである（甲69）。したがって、これらいわゆる「いやらしい本」なるものについても、上記の授業用資料等と全く同様、もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、原告が保管していることが何らかの問題とされる筋合いのものではない。

しかも、これらの雑誌は、養護の教諭に依頼されて、原告を含む複数の男性教職員が購入してきたものである（請求人本人尋問）。その意味では、厳密な意味で、原告に所有権がある「私物」ではなく、そもそも原告が撤去すべきもの、または原告に撤去権限があるものでもない。

保管場所も、生徒には目の触れない、理科準備室であった（請求人本人尋問）。

したがって、原告が、これらの雑誌類を保管していたことについては、

問題視されることは一切ない。(甲 8 8 ・ 先生の陳述書)

むしろ、これを、保管者である原告の許可なく、開披・写真撮影した教頭の行為こそ問題である。更には、写真撮影を行った岡崎教頭は、雑誌の一部を、生徒の目には触れない理科準備室から、わざわざ理科室に出した上で、写真撮影を行っており、いかにも、生徒の目に触れる理科室に元々雑誌類が置いてあったような状況を作成しており(写真撮影時刻から見ても、理科準備室から 0 0 0 5 ~ 0 0 0 7 の写真を理科室に持ち出して並べ、その後、もともと理科室にあった 0 0 0 1 ~ 0 0 0 4 の写真撮影を行い、その後、準備室から持ち出して並べた 0 0 0 5 ~ 0 0 0 7 の写真を撮影し、その後、理科室で開披したダンボールの蓋を閉めて、0 0 0 8 以降の写真撮影をしたことが容易に見て取れる。証拠は追って提出)、更には、写真タイトルも「15年度正田教諭理科室雑誌」と記載しており、原告を故意におとしめる意図が明らかであって、証拠収集・作成方法としてきわめて不当・違法である。

また、一時期、上記雑誌類を校長室まで運んでおきながら(岡崎証人尋問 2 2 8)、その後、また理科準備室に戻した行為は不可解極まりない。背後に、原告を「いやらしい雑誌を隠し持っていた不届きな教員」と周囲に思わせる悪意があったとするのは決して考えすぎではなからう。

(4) 撤去命令について

(ア) 澤川校長赴任当時、原告は、校長から「整理するように」との話はされていたが、当初は、強い撤去命令ではなく、「徐々に整理してください」という緩やかな指示であったに過ぎない(甲 7 1、原告陳述書。請求人本人尋問)。少なくとも、「撤去の職務命令」と評価できるものではない。

また、学校訪問にあたって「見栄えを良くするように」との澤川氏からの指示には、原告は従っている。

したがって、平成15年10月に原告が研修に入る以前の澤川校長による「整理の指示」を、「撤去命令」と評価し、原告に「校長の撤去命令に対する職務命令違反があった」とすることは、事実誤認である。

(4) また、校長には、学校の教員に対する指揮命令権があることは否定しないが、その指揮命令権も、どのような命令も許されるという自由裁量なのではなく、命令に合理性がある場合にのみ許される、羈束裁量であるはずである。

とするならば、本件の撤去命令は、「私物」が原告の行う授業、課外活動等の学校活動に必要なものであった以上は、授業等の学校活動に必要な物件を撤去させることには合理性を欠き、したがって、校長による原告保管物件類に対する撤去命令自体根拠がなく、この命令に対する「職務命令違反」に対しては、そもそも原告に対して不利益処分を課すことは出来ないはずである。

(5) 撤去の履行

上記、校長による撤去命令の合理性欠如の問題は、ひとまず置いておくとしても、原告は、平成16年1月5日に保管物品類の一部を（このことは学校側も認めている。甲1）、更に本件分限処分発令前、同年2月22日に、撤去を完全に履行している（請求人本人尋問、甲13、陳述書。甲12、原告陳述書）。

これに対して、被告は、「未だに原告の私物であるアンプ等が放置されている。」旨主張し、その写真を真っ先に人事委員会に書証として提出してきた。

しかしながら、上記アンプ・スピーカー等は、平成16年2月22日に、原告が、「私物」とされた物品類の最後の引き取り作業に赴いた際に、学校側（具体的には岡崎教頭）に、引き上げるか否かを確認した際

に、「必要かもしれないから、とりあえず残しておいてください」と言われて、引取りのためのトラックの荷台にはまだ積み込む余裕があったにも関わらず、あえて、学校側の要請により残置してきたものである。しかも、その後、学校側から、原告に対しては、ビデオテープの所在確認の連絡はあったものの（甲24）、処分者が「放置した」と主張しているアンプ・スピーカー類についての引き取り連絡は一切ない。学校にとって不用品であるならば、ビデオテープ所在の確認の前に、アンプ・スピーカー等の引き取り要請があつてしかるべきである。にもかかわらず、原告に対しては、未だに学校からの引き取り要請はないままである。

したがって、アンプ等の残置は、撤去の不履行にはならない。

なお、この点について、岡崎教頭は、証人尋問において「自分の判断で引き取りに来るべきである」旨、述べている。しかしながら、岡崎教頭は、証人尋問においては頑なに否定したが、原告に対しては、分限処分後（具体的には、平成16年4月頃の送別会するとき。離任式の日。）、「あなたは生徒の前に立ってはいけない」旨、強硬・執拗に繰り返し、原告に近づいてくる生徒を追い払う行為をしているのであって（甲56）、教頭からそのような行為をされている以上は、原告としてはおいそれと小平五中には近づくことも出来ない状況に置かれているのであって、「自分の判断で取りに来い」というのは、自ら原告を小平五中から遠ざけておいている以上、全く矛盾した発言である。

(6) 小括

以上のとおり、分限事由の第1である、「大量の私物保有と撤去命令違反」については、まず、「私物」なるものは全て授業等の学校活動に用いるものであり、純粹な意味での「私物」ではなく、原告には撤去責任はなく、また撤去権限があるのかすら疑問であることから、校長の撤去命令は合理性を欠き、「撤去命令違反」については、これをもって

「職務命令違反」として、原告に対して不利益処分を課すことは不可能であり、上記「職務命令違反」を構成するか否かの点はひとまず措くとしても、原告は実際に、分限処分前に撤去を完全に履行しているので、分限事由足りえないことは明らかである。

したがって、「大量の私物保有と撤去命令違反」を分限事由とした、本件処分は、分限処分にあって、考慮すべきでない事項を考慮したものであり、裁量権を著しく逸脱した違法があることは明らかである。

7 体罰・「確認書」の件について

(1) 事実関係

体罰については、平成15年3月の体罰のうち、「生徒Aの左ほほを右手の拳で3回殴り」という点を除き、3月のA君の件、5月のB君の件について事実関係を認める。

なお、B君およびその保護者には、原告は謝罪し、本件体罰については、示談が成立している（甲11）。

(2) 背景事情（強度のスキンシップ論）

原告が体罰を行なってしまった背景としては、原告が中学校教員として着任した1980年代前半の「荒れる学校」の状況とそれに対する教師の積極的対応、および、昭和60年（1985年）に研修を受けた「やや強度のスキンシップ論」がある。

すなわち、多少の暴力があっても、そのことを当事者が納得していれば違法な体罰とならない、というものである。

もちろん、上記「やや強度のスキンシップ論」は通用するものではなく、当事者が納得していようがなかろうが、生徒に対して暴力を振るう以上は体罰となることはいうまでもなく、原告も、研修成果もあり、現在では、「やや強度のスキンシップ論」が妥当しないことを認識するに至っている。

しかしながら、現在でも、「やや強度のスキンシップ論」が妥当すると誤解している教職員は多いものと思われる。澤川氏も、原告以外の者の体罰については隠蔽していることから（甲36）、おそらく現在でも、「やや強度のスキンシップ論」が妥当すると考えているのではないかと察せられる。

(3) 原告としては、当時「体罰」として認識していなかった。

上記のとおり、原告は、A君、B君に対する体罰を、当時は「体罰」として認識しておらず、「やや強度のスキンシップ」であると認識していたものである。

もちろん、原告が自らの行為を「体罰」と認識していなかったこと自体には非があり、免責されるものではない。

そして、体罰の件、「確認書」の件については、既に原告は、研修成果もあり、十分に反省している。

しかし、「確認書」の件に関しては、当時原告が「体罰」と認識しておらず、かつ、上述のとおり、澤川氏から従前からの執拗な攻撃を受け続けていた以上、澤川校長からの攻撃を避けるためには、自らの教職員としての活動を守るために止むを得ない防衛手段としての意味が大きく、これをもって、原告が体罰について、積極的な「隠蔽工作」を行なったと評価するのは、事実誤認である。

また、市教委の事情聴取命令違反についても、自らの教職員としての活動を守るために止むを得ない防衛手段としての意味が大きく、これをもって、不適格事由として過大評価することは誤りである。

(4) 研修での成果

原告は、平成15年10月からの研修で、体罰についての研修を受け、自らのそれまでの体罰についての認識が全くの誤りであったことを気付かされ、体罰に関する認識を根底から改めている。

このことは、原告の陳述のとおり、同年10月8、9日の目黒の研修センターでの研修内容（甲27）および、その際の資料（甲61）からも客観的に明らかである。

また、上記研修後、直接の面会はかなわなかったが、B君およびその両親に手紙の形で謝罪をしており、その点からも、原告が、体罰の認識を研修によって改め、反省したことは明白な事実である。

更に言えば、教育学者の研究によっても、体罰経験教師の方が、むしろ非経験教師よりも「体罰は絶対にいけない」と認識することが多いという調査結果があり（甲17、「懲戒・体罰の法制と実態」（90）ページ以下）、原告の事例もまさにその典型例であると言える。

(5) 研修成果がまったく考慮されていない

上記のとおり、研修開始早々の10月8,9日の目黒の研修センターでの研修により、原告の体罰に対する認識も完全に改められている。

しかしながら、肝心の研修成果については、直属の上司である澤川校長は一切見ていない。

また、小平市教委においても、見てはいるが、十分な研修成果の検討はしておらず、「研修をこなしている以上の印象はない」程度の認識しかしていない（人事委稲葉証言）。

原告に、研修を命じたのは、小平市教委であり、にもかかわらず、市教委においては原告の研修成果を十分に検討もしておらず、澤川校長に至っては、研修成果を見てすらいない。

その上で、結局、原告のせっきくの研修成果は、本件分限免職処分においては、原告の適格性を回復する要素としては全く考慮されていない。結局、本件においては、被告には、分限免職処分発令にあたり、不適格性の問題として、総合判断の中で考慮すべき事由を全く考慮しておらず、裁量権の著しい逸脱の違法がある。

(5) 分限事由ではなく懲戒事由である。

(7) 本件は、体罰事件に関して言えば、懲戒処分は止むを得ないが、懲戒の程度としては、戒告・減給相当である（甲14、体罰についての懲戒基準）。

(イ) しかし、校長による無謀な命令への反発を職務命令違反と捉えて、これと合わせ技で、「不適格」の烙印を押し、罪刑法定主義の制限下において免職処分まで発動できない懲戒処分は用いず、「分限処分」を利用して、気に食わない教職員を免職にまで追い込むことは、分限処分の悪用である。

このような、自由裁量的免職処分が今後も横行するようでは、学校現場での教職員の萎縮が生じ、生徒にとって解りやすい工夫をこらした命のある授業を行う教職員もいなくなり、学校教育が活発さを失い、教育レベルの低下を招くことは容易に予測できる。

(ウ) 原告は、もともと能力は高い教職員であったし、このことは、元生徒のみならず、同僚や上司であった黒木校長・南教頭も認めているところである（甲 83～88ほか）。原告は、現在も、非常勤私立高校講師として勤務しているが、勤務先でも高い評価を得ている。

原告は、都教委から研究団体として予算措置も受けている公的団体である「東京都中学校性教育研究会」から役員・理事を委嘱され、平成15年度においても、教育者としての能力を高く評価されていた。また、東京都の委嘱を受けて性教育に関するリーフレットの作成に携わっていただいた（甲37～43）。このように、東京都や処分者自身が、原告の能力については、もともと高く評価していたものである。また、原告は、90年代の初頭から中学生に対するエイズ教育に先進的に取り組み、更には、授業の実践方法（「性教育」といっても、単に「性」に対する知識を与えるという単純な授業ではなく、「人間としての異性との接し方」などといった大人にも通用・必要であろう事項につき、ロールプレイングの形で生徒自身に考えさせるという、極めてユニークかつ効果的な授業である。）がマスコミでも取り上げられるなどしていた、教職員として極めて実績のある、能力の高い教職員であった（甲57・58、甲68～70.）。

また、上記のような特別な活動以外の通常の授業・部活動の指導において

も、熱心に取り組んでおり、生徒のみならず、保護者からの信頼も厚かった（甲 26、 氏陳述書。甲 19、卒業生のメッセージ。甲 20～22、卒業生の陳述書。甲 48、元生徒 氏の陳述書等々）。

それが、平成 15 年度になって、いきなり「免職」が必要とされる程度まで、教職員として不適格となるとはおよそ考えがたい。上記、もともと原告の有していた能力、実績から考慮しても、原告が、分限免職に足る「不適格」となっていたとはおよそ考えられない。

結局、処分者の意図としては、校長の方針に反発する傾向のある教職員を排除するために分限処分を流用・悪用したことは明々白々である。

8 分限の手續違反

(1) 市教委からの内申が必要（地教法 38 条 1 項）

地教法 38 条 1 項によれば、都教育委員会が教職員の処分を行うには、市教委の内申を受けて行わなければならない。

その趣旨は、教職員の直接の指揮監督は、市教委が行う（地教法 43 条 1 . 2 項）ことに由来しており、その趣旨からすれば、都教委が教職員の処分を行うにあたっては、市教委の意向に反してはならない。

(2) 「厳正な処分」

本件においては、小平市教委は、「厳正な処分をお願いします」との内申を行っている。

しかし、本件においては、小平市教委が免職を想定していなかったことは明らかである。理由は、以下のとおりである。

小平市教委が原告に対して実施していた研修において、地方公務員法についての講義がおこなわれているが、その際に、「原告の場合、分限免職処分は関係ない」旨の解説が行われていた（甲 61、都教委の研修資料の書き込みに「分限は関係ない」旨の書き込みがあり、研修で、その旨の説明

があったことは明らかである)。

小平市教委において、原告の処分についての実質的な担当者であり、原告の研修結果を唯一見ていた稲葉理事自身、原告の分限免職処分までは想定していなかったことが明らかである。というのも、稲葉理事は、原告に対して分限免職処分が発令された平成16年2月23日に、発令の場に立ち会っていたが、稲葉理事は、分限免職処分の意味について原告に説明できず、その数日後の問い合わせにおいて、ようやく分限免職処分の意味、公務員としての地位がどうなっているのかを説明できている(甲71、原告陳述書。請求人本人尋問。甲60、客観証拠としての稲葉理事との会話テープ)。このように、本件についての小平市教委の実質的責任者であり、本件処分発令の場に立会いまでしている稲葉理事自身が、分限免職の意味について事前に全く知らなかったということは、すなわち、稲葉理事自身、原告について分限免職処分まで出されることを想定していなかったことを意味している。

実際に、稲葉理事自身、発令後に、原告に対して、「免職になるとまでは思っていなかった。」「研修成果が都教委にまで伝わっていなかったようだ。伝わっていれば免職にはならなかったのに残念だ。」などと述べており、更には、都庁で本件処分の発令を受けて小平市教委に戻った後も、稲葉理事自身、対応が分からず、当日の残りの研修を受けることを原告に勧めてすらいる(請求人本人尋問。甲71、原告陳述書)。

なお、これに対して、稲葉理事は、上記本件処分発令後の、自身の原告に対する対応については否定するかのような証言をしているが、上記稲葉理事の本件処分発令後の対応が原告の述べるところであったことは、稲葉理事とのやりとりの録音テープ(甲60)から客観的に明白である。

- (3) 以上より、本件においては、小平市教委としては、「厳正な処分」の内申は行っているものの、原告の免職まで想定していなかったことは明らかであり、

地教法 38 条 1 項が、市教委の内申が必要とした趣旨からすれば、市教委の想定外の処分は出来ないはずであり、違法であることは明白である。

9 分限免職処分と人事委員会による審理の経緯

原告は、平成 16 年 2 月 23 日に、東京都教育委員会より分限免職処分を受けた。

原告は、これを不服として、分限免職処分取消を求め、平成 16 年 4 月 23 日に、東京都人事委員会に口頭審理の請求を行なった。

東京都人事委員会は、平成 19 年 1 月 27 日、原告の請求を棄却する決定を出し、同決定は、同年 1 月 30 日に原告代理人福島へ送達された。

分限免職処分命令について、本訴状に添付する。

10 総括

(1) 優秀な教員

原告は、上記 2 において述べたとおり、通常の教職員としての教育活動はもちろん、通常の授業の枠には収まりきれないほど多彩かつ積極的な教育実践を行っており、そのような様々な教育活動を行なう高い能力を有する教職員であった。しかも、生徒・保護者はもちろん、上司である校長・教頭や同僚とのトラブルも無かったばかりか、その教育活動は強く支持されていた。

(2) そのような中、澤川という不適格校長が舞い降りてきて、原告の運命は一変してしまった。

原告としては、従来からの教職員としての職務遂行態度は一切変えていない。

にもかかわらず、澤川不適格校長の不合理な命令の頻発を契機に、校長との軋轢が始まってしまった。本件の分限免職事由のほとんどは、校長からの命令違反等、しかも不合理な命令への抵抗である。

かような、不合理な職務命令にも従わないことによって、不適格の烙印が押

され、本件のように分限免職処分が容易になされるようでは、変な校長の不合理な命令にも従わなければならなくなり、教職員の身分が極めて不安定になるばかりか、教育現場に多大な混乱をもたらすことは明らかで、児童・生徒の教育にも多大な悪影響をもたらすことは明白である。

なお、判例は「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならない」としている。本件原告は教育公務員であり、専門性を有し、大曲郵便局事件のような現業公務員の場合と同様な、緩やかな要件で、分限免職処分を認めてはならないのである。校長として不適格とも言える澤川校長からの、具体的な理由も示さず、ただ小平市教育委員会からの指導だから従えという一方的な圧力を受け、軋轢が生じている状態が存在し、教育公務員として、職務遂行にあたって考慮されるべき自由裁量が侵害された状況への抵抗としての側面があるが、これも全く無視されている。すなわち、当該職（本件では教育公務員）に要求される一般的な適格性に照らした判断はなされておらず、その点でも本件処分は、要件を満たさぬ違法な処分といわざるを得ない。

- (3) また、そもそも私物・自動車などは、教職員としての本来の職務の能率の維持およびその適正な運営の確保に何らかの悪影響をもたらすものではない。むしろ、教育活動を行なううえで、有益かつ必要なものであって、分限事由として考慮してはならないものである。この点で、上述した昭和59年9月19日東京地裁決定（労働判例210号36頁）では、大学専任講師の分限免職を裁判所が否定しているが、その大きな理由の一つとしての学生退去の特別勤務要請拒否については、大学教員の職務に該当せず、処分理由にならない旨、判示しており、上記裁判例の法理にて照らせば、原告が、自動車通勤を行なうこと自体、また私物を持ち込むこと自体は、そもそも原告の教育公務員としての職務遂行の妨げとはならないものである（むしろ職務遂行に資するものである。）から、この点からも、分限免職処分事由とはなしえないものである。

(4) 体罰についても、本件分限処分は、原告の研修成果をまったく考慮していない。これは研修の本来の目的からしても、異常な事態である。また、分限処分発令にあたっての不適格性の判断に当たっては、「総合的に検討」すべし「考慮しなければならない事由は考慮すべし」という昭和48年最高裁判例の基準を完全に逸脱しているものであり、取消は免れないものである。

(5) また、原告が24年間の長い教職員生活の中で培い、存分に発揮してきた教職員としての能力、しかも通常の教職員としての枠を遥かに超える能力については全く本件分限免職処分に当たっては考慮されなかった。最後の2年間の澤川氏とのトラブルだけが問題視され、しかもそれがどういうわけか「原告の性格に根ざす矯正し難いもの」とされてしまった。原告のそれまでの24年間にわたる高い教育実績は、本件分限免職処分発令に当たって、不適格性の判断材料として、全く考慮されておらず、その点で48年最高裁判例の、基準、すなわち、「総合的に検討」すべし「考慮しなければならない事由は考慮すべし」という昭和48年最高裁判例の基準を完全に逸脱しているものであり、取消は免れないものである。

(6) 各論部分では触れられなかったが、本件分限免職処分では、48年最高裁判例が明示している、「降格ではなく免職の場合は厳格に判断すべき」という基準が守られておらず、その点でも重大な違法がある。

(7) 具申手続違反

地公法38条1項は、分限処分にあたっては、市教委の具申が必要である旨を定めており、本件においては、小平市教委が免職まで想定していなかったことが明らかであって、その点からも、本件には、地公法38条1項の具申手続違反の重大な違法も認められる。

(8) 懲戒事例を分限事例とすることで、分限処分の濫用

本件は、本来、体罰事件としては、戒告・減給の懲戒処分相当である。しかうに、それを分限事例とすることで、懲戒では罪刑法定主義の観点からなしえ

なかった解雇まで実現させた点で、懲戒手続の潜脱、分限手続の悪用・濫用に他ならないものであって、その点からも違法性は明らかである。

(9) 以上から、原告に対する本件分限免職処分が、裁量権を著しく逸脱した違法な処分であることは明らかである。素人目に見ても、もちろんプロである教職員や教育研究者から見てもおよそ不適格とは言い得ない先生を誤って解雇してしまったことは明白である。原告を解雇したことは、東京都の教育にとっても大きな損失であった。

(10) よって、原告に対する本件分限免職処分の取消を求めるものである。

以上

(以下、処分通知書貼り付け2頁)